地域住民の皆さまへ

陸上自衛隊海田市駐屯地からのお知らせ

いつも駐屯地に対するご理解ご協力ありがとうございます。
地域住民の皆さまへ、小型無人機(ドローン)の飛行についてお知らせがあります。
内容につきましては、下記をご覧ください。

WARNING NO DRONE ZONE

海田市駐屯地周辺での小型無人機の飛行は禁止されています。

駐屯地は、小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設に指定されている為、駐屯地周辺約３００ｍ地域での小型無人機の飛行は禁止されています。

なお、同法に違反した場合は、同法上の安全確保措置の対象になる場合があるほか、「１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金」が科せられる場合があります。

飛行禁止地域の詳細及び飛行を行う場合の手続き等については、防衛省ＨＰをご覧いただくか、下記の問い合わせ先へお問合せください。

陸上自衛隊海田市駐屯地司令
問合せ先　０８２－８２２－３１０１

規制の対象となる小型無人機の飛行

1　小型無人機を飛行させること
- 無人飛行機(ラジコン飛行機等)
- 無人滑空機、無人回転翼航空機(ドローン等)
- 無人飛行船　等

2　特定航空用機器を用いて人が飛行すること
- 気球
- ハンググライダー
- パラグライダー　等

飛行禁止区域につきましては、下図の黄線内(赤線内含む)となります。

地域の皆さまの、ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先:082－822－3101　海田市駐屯地司令職務室